

構造改革特区について

構造改革特区とは

構造改革特区は、地方公共団体や民間団体の自発的な立案により、地域の特性に応じた規制の特例を導入する特定の区域を設け、構造改革の実現を図ろうとするものである。

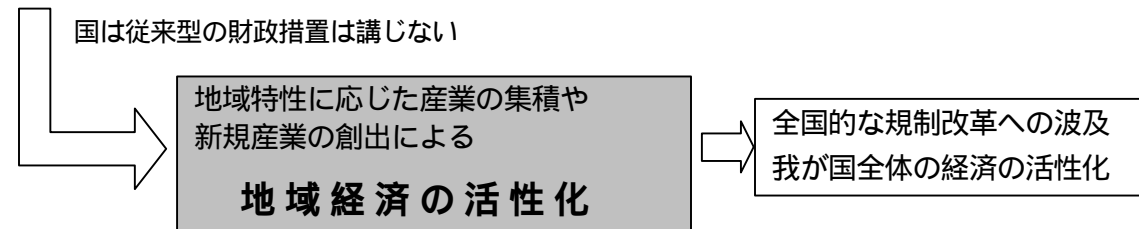
特区の導入により、地域特性に応じた産業の集積や新規産業の創出等による地域経済の活性化を目指し、さらに、特区での成功事例を示すことにより全国的な規制改革を波及させて我が国経済の活性化を実現することを目的としている。

なお、特区における国による税の減免や補助金の交付等、従来型の財政措置は講じられないこととされている。

このための「構造改革特別区域法」は平成 14 年 12 月 18 日に公布された。

同法に基づき、地方公共団体などからの特区の認定申請を本年 4 月 1 日より受け、国が認定することで特区が実現される。

構造改革特区の導入



愛知県の構造改革特区構想例



環境・エネルギー・国際交流特区構想について

1 構想の背景

- (1) 製造業に対する 21 世紀の最大の制約要因である環境制約をいかに打開するか。
- (2) 日本初の 24 時間国際ハブ空港を活用した国際交流をどのように進めるか。

2 特区の区域

常滑市（中心は中部臨空都市：中部国際空港近接部の新規開発用地 230ha）

3 特区の概要

中部国際空港近接部において、24 時間空港の開港や製造業の集積地としての優位性を背景に、電力小売の特例措置や臨時開庁手数料の軽減等の規制の特例を導入し、国際的な交流拠点の集積を図るとともに、新エネルギーの実証実験を契機とした「環境負荷の少ないまちづくり・ものづくり」を行う。

4 導入する規制の特例措置

- (1) 臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業
中部国際空港において臨時開庁の申請をするものが国に納付すべき手数料を 2 分の 1 に軽減するもの。
- (2) 税関の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進事業
中部国際空港において税関の職員を 24 時間常駐させるもの。
- (3) 資本関係等によらない密接な関係による電力の特定供給事業
法律上で認められている資本関係や一構内といったものかわりに、何らかの密接な関係が認められる場合には、特定供給事業での電力の小売が認められるもの。
- (4) 公有水面埋立地の用途変更等の柔軟化事業
特区として承認された場合には、国によりある程度自由な用途変更が認められるもの。

【事業展開案】



問5 本県では、企業の立地に対する優遇制度を以下のように拡充していますが、特区等へ国内外から企業を呼び込むためには、今後さらにどのようなインセンティブが必要でしょうか。
また、国内外において積極的な企業誘致活動を展開しておりますが、さらに具体的な戦略としてどこに重点を置いて実施すべきでしょうか。

税の軽減 産業立地促進税制（平成14年4月創設）の継続

企業立地の初期投資を軽減するため、指定区域に新たに土地を取得（又は賃借）して事業の用に供するための家屋を新築した場合に、土地・家屋の不動産取得税を軽減

要件	設備投資額1億円以上(土地を除く) 常時雇用労働者5人以上	軽減額	中小企業者	4分の3相当額
			その他(大企業等)	4分の2相当額

補助金 高度先端産業立地促進補助金の拡充

高度先端産業に係る工場や研究所を新設する企業に対して、県単独または市町村と協調して補助金を交付

市町村を通じての間接補助（従来より継続）

交付要件	対象施設 工場	対象企業 中小企業	固定資産取得費用 (土地を除く) 10億円以上	新規常用雇用者数 5人以上
補助対象経費	固定資産取得費用（土地を除く）			
補助率	補助対象経費の10% かつ市町村が企業に補助する額の2分の1以内			
対象市町村	名古屋市始め19市町村			
補助限度額	5億円（市町村とあわせて10億円）			

企業への直接補助（15年度より）

交付要件	対象施設 工場 研究所	固定資産取得費用 (土地を除く) 50億円以上 5億円以上	新規常用雇用者数 20人以上 なし
補助対象経費	固定資産取得費用（土地を除く）		
補助率	工場	補助対象経費の10%	
	研究所	補助対象経費の20%	
対象市町村	県内全域		
補助限度額	10億円（一部市町村に別途補助制度有）		

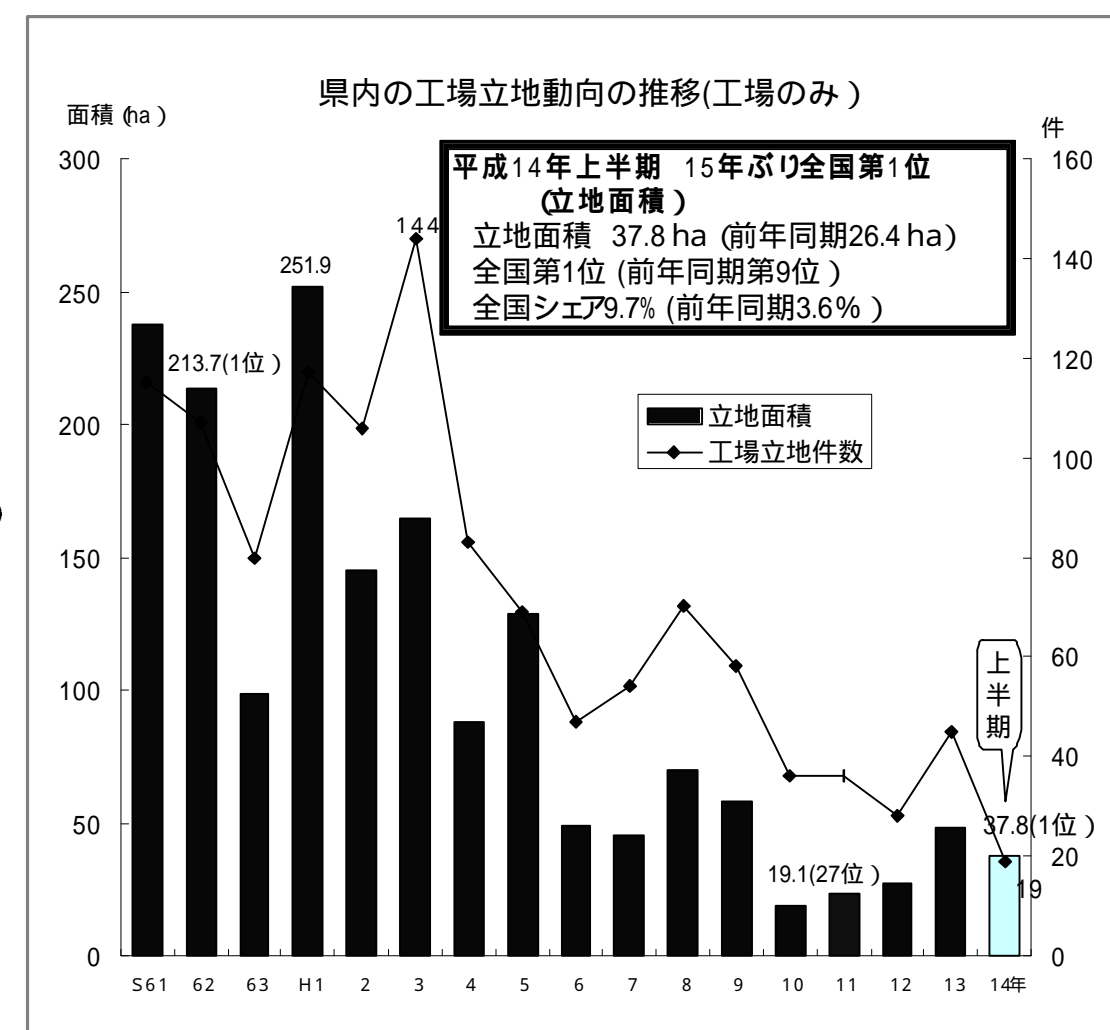
直接補助制度を新たに導入

倍増

融資 企業立地促進資金融資制度の拡充（融資限度額の引き上げ）

製造業、印刷業などを営む中小企業者に、新たに工場等を建設する際の土地購入費及び建物建設費に要する必要資金を融資

融資限度額	2億円	→	10億円に拡充
融資期間及び利率	7年以内 年1.5%		10年以内 年1.6%



誘致活動と支援体制

愛知産業大使事業

本県にゆかりのある各界トップの人に「愛知産業大使」をお願いし、本県産業のPRや企業情報の収集・提供に努める。

企業誘致トップ懇談会事業

今後成長が見込まれる企業を誘致するため、企業立地に関するトップ懇談会を開催する。
[3回(東京・大阪・名古屋)]

外国企業誘致トップセールス実施事業

ヨーロッパにおいて、愛知県投資セミナーを開催するとともに、知事自ら企業訪問を行うなど、トップセールスを展開する。

外国企業誘致連携サミット開催事業

県内の外資系企業や外国公館の代表者等を招き、愛知の魅力発信セミナーや官民連携のための交流会を開始する。

あいち投資サポートオフィス運営事業

外国からの投資案件に的確に対応するため、アドバイザーが常時ワンストップで企業の問い合わせに対応する。